令和８年度第１回神奈川県再犯防止推進会議　議事録

日時：令和８年８月 27 日（木）10:00～12:00
会場：横浜保護観察所　研修会議室（よこはま新港合同庁舎４階）

１　開会

（事務局から委員の出欠状況を報告）

２　あいさつ

（県地域福祉課長からあいさつ）

３　座長選任

（事務局）

参考資料１として、神奈川県再犯防止推進会議設置要綱第４条第２項により、「座長は、構成員の互選により定める。」こととなっております。委員の皆様方は、今年４月にご就任いただき、本日が最初の委員会となりますので、座長の選任をお願いいたします。

座長の選任について、どなたかご意見はございませんでしょうか。

（田中委員）

よろしいでしょうか。私の意見といたしまして、これまで、本当に豊かな学識に基づきまして、この会議の座長として円滑な運営に尽力をされてきました小西　暁和委員に引き続き、座長をお願いすることがよろしいのではないかと思います。

（事務局）

ただいま、田中委員より、小西委員にお願いすることが良いのではないかと、御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

（事務局）

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、小西委員、座長にご就任いただけますでしょうか。

（小西委員）

恐縮ですが、承知いたしました。

**（事務局）**

それでは、大変恐縮ですが、小西委員、座長席までお席のご移動をお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては、小西座長にお願いをしたいと存じます。小西座長、よろしくお願いいたします。

**（小西座長）**

よろしくお願いいたします。ただいま座長にご指名いただきました早稲田大学法学学術院の小西と申します。早稲田大学では刑事政策、犯罪者処遇法、少年法といった科目につきまして、教育・研究に携わっております。

また、社会的な活動といたしましては、本会議に８年に渡って携わらせていただいております。

また、神奈川県では、この１年間もセーフティ神奈川ユースカレッジや地域防犯ボランティアセミナーなど、神奈川県の取組にも関わらせていただいております。その他、東京都や法務省に関する仕事もしております。

この８年の間に、この会議も参加者の皆様が広がってきたなというのを実感しております。とりわけ、各市町村の皆様も参加されることになり、国の第２次の再犯防止推進計画にも、そうした県と市町村のネットワーク、これが非常に重視されるかたちでの第２次の計画となっております。それがまさにこの会議に、明確に表れている、また、展開が進んでいるなと実感しております。

今回、今年度はこの１回と伺っておりますが、これからこの１年の間にも、さらに再犯防止に関する分野に大きな展開があります。立法に関しては、売春防止法の改正、これも今、視野に入っているというようなことが、報道されておりますが、実際に法の施行がなされるのが、まず一つが、先ほど、課長も話されておられました保護司法等の改正についての施行、これが保護司に委嘱する際の条件や任期などの改正の施行とともに、やはりこの会議に参加されている皆様に大きく関係するのは、地方公共団体の関わりに関する規定の改正も施行されるということになります。これまで、民間の活動に対する支援は、任意規定として「できる」というふうになっておりましたが、これが「努めるもの」というかたちで、努力義務に変わってきます。そこで保護司会の活動や更生保護女性会、また BBS 会など、そうした活動、さらに更生保護施設における活動に関しても、各基礎自治体の関わり、もちろん県はそうですけれども、より求められてくるということが、大きな一つの変化になっているというふうにも思います。また、国からも、保護司の活動に関して、協力の求めがあった場合には、自治体においても、また努力義務というようなかたちで、これまでよりもより関わりというものが求められてくるというのが一つです。

もう一つが、いわゆる日本版 DBS 法と言われる法律ですが、教育・保育など、子供

に関わる職に就くという場合に、それまでの刑事処分歴があった者についての、制限というのが、いわゆる今までの資格制限よりもより長く及ぶという改正の施行が始まります。これは、一方で再犯防止推進法においては、やはり罪を犯した人、非行少年もそうですけれども、就労における困難が伴われるというのが明記されている、また一方でこうした就労に関する制限があるというようなことが、これからの法の施行において、実際に現実化してくることになるわけです。そこにおいてはやはり、罪を犯したときに、性犯罪者に関しての適切な就労支援ですね、教育・保育ではない領域における就労に継続的に就くことができるような支援というのが、より求められてくるという、そうしたかたちでの再犯防止に関わる大きな変化も予定されているという、そうした状況にもあります。

現在は刑事立法も積極的に行われているので、そうした再犯防止について、様々な、これからも変化があると思いますが、そうした変化も踏まえつつ、この会議においては、情報共有も図り、より適切に再犯防止を県、そして国、そして民間の皆様もそうですし、市町村の皆様もそうですし、情報共有をしながら、適切に進めていくという、そういう場としていくことができればとも思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**４　議事**

**（１） 神奈川県再犯防止推進計画の令和７年度評価まとめについて**

**（小西座長）**

では、内容のほうに入っていきたいと思います。まず始めに、議題１ですが「神奈川県再犯防止推進計画」の令和７年度評価まとめについて、これについて、事務局からご説明をお願いいたします。

＜事務局、資料１「神奈川県再犯防止推進計画（第１期）令和７年度評価まとめ（案）」を説明＞

**（小西座長）**

ありがとうございます。では、この件につきまして、進行管理台帳の説明はよろしいですか。

**（事務局）**

すみません。進行管理台帳用の説明については、かなりの量、ボリュームがありまして、こちらの評価取りまとめ実績のご説明で、取りまとめさせていただきます。

**（小西座長）**

では、委員の皆様、今のご説明について何かご意見等はございますでしょうか。ご自由にご発言頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、司会からですけど、気づいた点について小西の方から触れさせて頂きます。19 ページの「国や関係機関による関連する取組等」というところで、「久里浜少年院による県立総合教育センターが行う研修の受け入れ」という部分があるかと思いますが、ここの２段落目のところに、「令和４年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止になったものの、令和５年度は、何々予定である」となっていますが、これは令和８年度の内容に改めておく必要があるかなと思いました。

**（事務局）**

大変失礼しました。

**（小西座長）**

何か、他にいかがでしょうか。

もう一点、８ページ、９ページのところの矯正施設見学会、一番最初のところにそれぞれ丸で付いているところが、かなり人気があって、多くの希望者があったので令和７年度も開催を断念されたというような取組実績が記載されており、また９ページの頭の方にも、今後の対応として是非見学会を開催する必要があると言うことが記載されております。やはり、この課題と今後の対応のところにもありますが、矯正への理解を深める機会となるよう、刑事収容施設法の改正の中でも社会復帰支援と言うのは、今大きな、重要な１つの目玉として位置付けられていますし、矯正施設から適切に社会の中に戻っていく上での支援を推進していく上でも、福祉との連携というのはかなり重要なところだと思いますので、とても人気があると言うことですけれども、是非実現して行くよう進めていっていただければと思うのですが、この点いかがですか。

横浜刑務所の委員は、今日お休みということですけれども、矯正施設の委員の皆様いかがでしょうか。福祉との連携を進めていく上で、是非このような矯正施設見学会を進めていくというのが１つ重要かなと思うのですが、何かご意見とか、感じられた点があればと思うのですが、いかがでしょうか。

**（大木委員）**

久里浜少年院の大木です。ありがとうございます。当院につきましても、各更生保護関係の皆様ですとか、あとは大学のゼミの研修でということですとか、あと自治体の方等からの連絡がございまして、日程調整の上、参観を案内させていただいています。昔から開かれた矯正ということで、塀の中でだけやっていることではなくて、周

りの皆様にも何をしているか見ていただいて、その上で、地域にある施設として、当然その中には自治体ですとか企業ですとか、当然福祉の分野にも関係がないと、施設として成り立ちませんので、そういったことを踏まえても、どんどん中を見ていただいて、ということで、もし何かありましたら是非、ご連絡いただいて、日程調整の上、実際に見ていただくという形でやっていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**（小西座長）**

ありがとうございます。少年鑑別所は、どうでしょうか。

**（籔内委員代理出席山内課長）**

横浜少年鑑別所です。少年鑑別所においても、久里浜少年院さんと同様に施設の見学は積極的に受け入れているところです。一方で、ちょっと申し訳ないなと思うのは、施設規模が横浜刑務所や久里浜少年院ほど大きくないので、受け入れられる人数がどうしても限られてしまうというところです。そういった調整にも是非応じていただきながら、実際に見ていただくことは大事かなと思っています。

**（小西座長）**

ありがとうございます。以前、この会議もコロナ禍前の最後の時には、「次は横浜刑務所、矯正施設でこの会議を開こう」って言うことであったのですけれども、コロナ禍になってしまって、中止になってしまったって言う残念なことがあったのですが、結構今は参加人数も多いですけれども、もし可能であれば横浜刑務所の会議室は結構広いというようなことを記憶しておりますので、そういったところで開催できると、さらに理解を深める場にもなるかなと感じております。では、何かご意見等は、この部分について、あとはよろしいでしょうか。

評価まとめについてよろしければ、こちらで確定と言うことで、この令和７年度評価まとめについては、資料の通りで行うということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。では、先ほど自分の方から指摘した修正点については、修正いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

**（２）各団体の取組について**

**（小西座長）**

では、続きまして、議題２に進んでまいりたいと思います。各団体の取組について、こうした場を活用して、県、各団体機関の令和８年度の取組の情報交換を行うと

いうことをこれまでもしてまいりました。再犯防止の推進によって、一層連携して取り組むという意味でも非常に重要な機会だと位置付けております。また、今回は、一斉改選ということで、委員の皆様方も、本日初めて参加された皆様も多いと思いますので、ご参加の各団体機関の取組について、ご紹介いただきまして、情報交換ということをしていきたいと思います。まずは、事務局から是非今年度の県の取組について、ご説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**＜事務局、県の取組について説明＞**

**（小西座長）**

はい、ありがとうございました。続きまして、委員としてご出席されている皆様から、今年度の取組、今後の取組でお話しいただけるものがありましたら、是非お願いをしたいと思います。いつも時計回りで行っておりますので、大変恐縮でありますが、まず始めに神奈川県就労支援事業者機構の山口委員より、お話しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**（山口委員）**

特にこれというのはないのですが、私どもは、やはり再犯防止の観点から、できるだけ多くの企業に賛同いただきたいという形の中で運動をしてきております。特に今、神奈川県、あるいは横浜市、川崎市からも、私ども機構の取組に関して、賛同をいただき連携しているところです。また再犯防止に向けた形の中で、就労支援という形で、協力雇用主への支援や職場体験等、できるだけ再就職できるような取組を主にしているところでございます。

今日は、ちょっと資料が手元にないのであまり詳しく言えないのですが、今、私どもは一生懸命努力をしているというのが実態でございます。以上です。

**（小西座長）**

ありがとうございます。では、続きまして、神奈川労働局の宮島委員、よろしくお願いいたします。

**（宮嶋委員）**

神奈川労働局職業対策課の宮嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。日頃より、刑務所出所者等の就労支援にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。ハローワークで実施している刑務所出所者等への就労支援の取組についてですが、まず日常的にやっております担当者制による個別支援につきましては、継続的に実施しておるわけですが、刑務所と少年院では、実施している回数に違いがありまし

て、少年院ですと、週１回程度、刑務支所にはなるのですが、週２、３回程度の出張の就労相談をさせていただいております。そこでは、求人提供から職場定着支援まで一貫した支援を行わせていただいております。

また、就労意欲を喚起することを目的とした、集団支援を実施しておりまして、これは毎年開催しております、就労支援フォーラムというのがありますが、今年は６月に横須賀刑務支所で開催させていただいております。このフォーラムには、協力雇用主である軌道工事業を営む事業主様、介護事業、廃棄物処理業を営む企業の方にご参加いただきまして、出所者雇用の実例をご紹介いただきました。紹介した後に質問の時間を設けさせていただきましたが、かなり活発な質問が寄せられておりました。

また、久里浜少年院におきましては、昨年度は、屋根瓦事業者による職業体験を実施させていただいておりまして、職業理解の促進を図らせていただきました。今年度も内装業の企業を１社、お招きして職業体験講習を開催する予定となっております。このほか、刑務所、刑務支所向けに職業講話や外出訓練、ハローワーク職員による矯正展への参加を実施しております。また、少年院向けには、保護者向けの就労支援説明会、これはハローワークの活用方法などを説明させていただくことを実施いたしました。

また、私どもが実施している就労支援につきましては、関係機関との連携が大変重要と考えておりまして、昨年度は保護司会へ出向きまして、ハローワークの就労支援の取組等について説明させていただきました。その中で、最近増えてきている障害のある対象者への支援に関するご相談がありまして、そこでは就労移行支援事業所の見学をご案内させていただきまして、障害のある方への就労支援や職場定着支援の取組について、理解を深めていただきました。

以上でございますが、簡単にちょっと説明をさせていただきました。ハローワークにおける刑務所出所者等への就労支援の取組については、今後も個別支援、集団支援、そして、引き続き関係機関との連携を図りながら、就労支援に取り組んでまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

**（小西座長）**

ありがとうございます。就労相談や職業体験などの就労に関する様々な支援や色々な機関との連携の重要性についてご紹介いただきました。ありがとうございます。

では、続きまして神奈川県地域定着支援センターの太田委員、お願いします。

**（太田委員）**

神奈川県地域生活定着支援センターの太田です。はじめに、初めてご参加される皆様、オブザーバーの皆様に神奈川県地域生活定着支援センターについてお話しさせていただきます。地域生活定着支援センターは、各都道府県に１か所ずつ、北海道は広いため

２か所設置されております。神奈川県は、県より委託された神奈川県社会福祉士会が受託し、現在は５名で県全域の業務を行っております。地域生活定着支援センターの支援対象者は、保護観察所で特別調整の必要があると認められた矯正施設退所予定者で、以下のすべての要件を満たす方となっております。

①高齢、おおむね 65 歳以上、または、障害があると認められること。②退所後の住居がないこと。③退所後に福祉サービスを受けることが必要と認められること。④円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当であると認められること。⑤特別調整の対象のとなることを希望していること。⑥特別調整の実施のために必要な範囲内で公共の保健福祉に関する機関等に、個人情報を提供することを同意していること、また、被疑者、被告人で高齢または障害による自立した生活を営むことが困難な方を被疑者等支援業務として保護観察所からの依頼で行っております。

昨年度、令和７年度の取り組みは、地域生活定着支援センターの業務に連携と支援ネットワーク構築に関わる業務が加わり、支援者同士の顔が見える関係構築を目的としたオンラインによるお互いを知るプロジェクトを 10 月に開催し、24 団体の皆様にご参加いただきました。また、１月には、服役経験のある女性による劇団を取り上げた映画、「トークバック・沈黙を破る女たち」の上映会を開き、多くの関係機関の皆様にご来所いただきました。今年度は、本来の地域生活定着支援に立ち戻り、身近な地域に焦点をあててのネットワーク構築に取り組みます。具体的には、横浜市磯子区、川崎市のグループホーム連絡会、川崎市宮前区、綾瀬市、厚木市の自立支援協議会への参加が決まっております。今年度も皆様のご支援、ご協力をお願いします。詳しくはこのパンフレットを開きますと業務が書いてありまして、こちらの裏表紙の Q&A に先ほど申し上げた６つの要件が書いてあります。よろしくお願いします。ありがとうございます。

**（小西座長）**

ありがとうございます。今、ご紹介いただきましたパンフレットの中にも５つの業務と役割ということでご紹介があり、また、今年度もこのネットワーク構築にも力を入れてご活動されることをご紹介いただきました。ありがとうございます。

では、続いて、横浜地方検察庁の小林代理、お願いします。

**（赤羽委員代理出席小林副検事）**

検察庁の小林でございます。よろしくお願いします。まず、日頃から検察庁の取り組んでおります入り口支援につきまして、ご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。検察庁では、個々の事件を担当する検察官が不起訴、あるいは、刑の執行猶予などにより、社会に復帰する対象者の中で何等かの環境調整をしなければ再び犯罪を繰り返してしまう恐れがあると認めた場合に、私どもの所属している刑事政策総合支援室に相談する仕組みになっております。この相談件数をご紹介しますと、令和５年

度は 199 件、200 件近くでした。令和６年度は 234、令和７年度では 269 件と推移しており、50 歳以上、50 代以上が顕著に増加している傾向がありました。これらの相談件数の約６割が住居不定、約５割以上は障害を抱えた人たちでした。高齢者や障害を持った方、生活に困窮した生きづらさを抱えた人たちは、万引き事案や無銭飲食事案といった比較的軽微な犯罪に及びそれが不起訴処分になるケースが多くございます。ですから、入り口支援の必要性は益々高まっていると感じています。また、DV 事案、いわゆる 8050 問題が背景にあるような家庭内暴力の事案も増加が目立っております。このような対象者というのは、知的、精神的な障害を持っている方や依存症を抱えた人がやはり多くあります。検察庁では対象者が刑事手続きから離れるまでの限られた期間になってしまうのですが、社会福祉アドバイザーによる面談を実施したり、心理検査、心理職の方を登録しておりますので、心理検査を実施してもらったりして、対象者の特性を把握することに努め、更に関係機関の方にも情報提供したり、あるいは、お集まりいただいて支援者会議を行うこともして、対象者のニーズに適したスムーズな社会復帰支援を目指して取り組んでおります。

令和７年度における支援の内容をざっと申し上げますと、更生緊急保護になったものが 84 件、そして勾留中の環境調整と呼んでおりますが、保護観察所と地域生活定着支援センターさんが連携して中長期的なフォローアップしていただいている環境調整が５件ほどございました。さらに、生活保護が 37 件、そして措置入院等を含めました入院が 44 件、自助グループなどへの入所等が 39 件、支援不要だったり拒否も残念ながらございましてそれが 56 件という数字でした。関係機関とのより強固な連携ですとか、女性対象者のつなぎ先の確保など、課題が山積しておりますけれども、目指すところは生きづらさを抱えた人たちを社会資源に結び付け再犯を防ぐ、引いてはより安全に暮らせる社会を目指すところは皆様と一緒だと思っておりますので、今後も皆様方のお力をお借りしながら、よりよい入り口支援に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**（小西座長）**

ありがとうございます。入口支援を中心に、現在のご活動についてもご紹介いただきました。では、続きまして、久里浜少年院の大木委員お願いします。

**（大木委員）**

久里浜少年院の大木でございます。よろしくお願いします。日頃より当院の教育活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。本日は、再犯防止ということで当院の取組についてお話しさせていただきます。当院、久里浜少年院では、在院者の地域社会とのつながりを実感して他者への貢献意識や社会性を育むことを目的とした様々な社会貢献活動を実施しております。まず、貢献活動の一つとして花育（はないく）に取り組んでおり

ます。在院者が丹精込めて育てた蘭を近隣の福祉施設に寄贈する活動ではあるんですけども、植物を育てる責任感を養ったりですとか、地域の方々とのつながりを感じながら貢献することを体験してもらう施策になっております。また、近隣施設で使用されてます車椅子の清掃活動ですとか、実際に近隣の福祉施設等に少年と外出しまして、除草ですとか、清掃活動等のボランティア活動を実施しております。これらの活動を通じて在院者が社会の一員として役割を果たす経験を積んで、社会参加への意欲向上につながっております。

また、地域との交流ですとか矯正行政の理解促進を目的として矯正展への参加も行っております。また、在院者の社会復帰支援の面ですと、ハローワーク横須賀さんと連携して就労体験会ですとか、企業の説明会、また、就労支援フォーラムですとか、そういった在院者が社会復帰後の就労活動に具体性を持たせるといった取組も実施しています。再犯防止のためには、安定した就労と地域社会とのつながりが重要であると考えております。当院では、今後も地域の関係機関ですとか、近隣の皆様との連携を一層強化して在院者一人ひとりの円滑な社会復帰の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

**（小西座長）**

ありがとうございます。こちらの 2024 年の第２期の推進計画の 43 ページに久里浜少年院による蘭の花の栽培が写真入りで掲載されていると思いますが、これが今ご紹介いただいた花育になろうかと思いますので、こちらもご覧いただければと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、山内代理お願いします。

**（簸内委員代理出席山内課長）**

本日、代理で出席しております横浜少年鑑別所の山内と申します。平素、神奈川県及び関係各機関の皆様におかれましては、横浜少年鑑別所の取り組んでおります業務に格別のご理解、ご協力いただきまして、感謝申し上げます。さて、せっかくの機会でありますので、改めて少年鑑別所について簡単にご説明いたしますと、基本的には各都道府県に１か所設置されておりまして、神奈川県は横浜少年鑑別所１か所のみでして、県内全域が管轄エリアとなっております。また、少年鑑別所には鑑別、観護、地域援助という３つの業務があります。家庭裁判所における観護措置決定等で当所に入所した非行少年に対してその少年の心身のレポートを作成するのが鑑別の業務です。その少年の所内での生活を支えるのが観護の業務、簡単にはそのように説明できるかと思います。鑑別や、観護の業務をする中で少年非行などをどのように理解していくのか、どのように働きかけていくのかというノウハウが蓄積されてまいりました。これらのノウハウを地域における非行犯罪の防止に還元しようというのが少年鑑別所が行っている地域援助で

す。地域援助では、大別すると個人を対象としたものと機関を対象としたものがあるのですが、具体的には、お家のお金を持ち出してしまって困っているとか、暴力や暴言を吐くのだけど最近エスカレートして手に負えない等の個人からの相談にも応じておりますし、教育機関等からの依頼に基づき法教育なども行っています。自治体等の機関においては、各自治体の再犯防止会議のほか、子ども若者支援連携会議、児童支援・生徒支援指導専任教諭協議会、更生支援ネットワーク会議等にも出席し、当所の収容状況、県内の犯罪非行の動向等についても発言の機会を得ているところです。

加えてですが、先ほど議題１で矯正施設の見学会の話がありましたが、ほかにも研修講演等への職員の派遣なども行っております。この会議に先立ちまして担当している職員からお話を聞いてみますと、最近多いと感じるテーマには、SNS による犯罪に関する研修の依頼ですとか、発達障害を抱える生徒への対応に関する相談等が見られるということです。スマートフォンの普及により、闇バイトへの接触や特殊詐欺への加担、オンライン上の仲間集め、有害情報へのアクセスが低年齢の段階から可能になっており、従来の不良集団とは異なる SNS を介して犯罪に巻き込まれるケースが見られるようになっています。また、発達上の特性により対人関係のトラブルや衝動的な行動、学校生活への不適応に対して適切な理解、あるいは支援が得られない場合、問題行動や非行につながるリスクが高まることがあり、インクルーシブ教育実践推進校だけでなくて、他の高校や支援学校等、様々な形態の教育機関からの相談や講演の依頼をいただいているところであります。

市民講座等では、非行少年やその家族が抱える困難や課題について説明し、問題のある家庭を地域から排除するのではなく地域全体で見守り支えていくことが大切、そんなことを伝えさせていただいています。多くの人に実状を知っていただき、非行少年やその家族に対する意識を変えてもらうことが、引いては地域の再犯防止につながると信じて地道に研修や講演を続けていくことが大切だと思っておりますので、当所としてお役に立てるようなことがありましたら、ご連絡いただければと思っております。

**（小西座長）**

ありがとうございます。現在では、少年鑑別所でも、法務少年支援センターという形で幅広く地域援助業務としていろいろな相談を受けておられるという中で、最近、やはり SNS とか、発達上の課題を抱える子ども若者に関わる相談も学校からもあるということでした。幅広く地域からの非行や犯罪に関わる相談を受け付けているということで、いろんな機関との連携が今後もまた重要になってくるかと思います。ありがとうございます。

**（鍋島委員）**

横浜保護観察所の鍋島でございます。本日ご出席の皆様におかれましては、平素ご支援いただき誠にありがとうございます。先ほど小田課長また小西座長からもお話がありましたけども、令和７年 12 月に保護司法が改正されまして、本年 12 月１日に施行されることとなりました。その保護司法の改正について、本日はご紹介をさせていただきたいと思います。簡単に背景を説明いたしますと、令和５年３月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されたんですけれども、その中で保護司につきまして課題として、担い手の確保が年々困難となっており、高齢化が進んでいることから、幅広い世代からの多様な人材の確保ができる持続可能な保護司制度の構築について言及がされたところでございます。

これを受けまして持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会が開催され令和６年 12 月に最終の報告書が提出されています。またその検討会の開催されている中で起きました、保護司さんが殺害されるという痛ましい事件が発生しまして、保護司の安全確保についても大きな課題となりました。

こうした状況を踏まえまして、運用で改正できるところは取り組んでまいりましたところですが、足りない点や施策の推進に必要な事項について法改正を行ったところでございます。

主なポイントとして３点ございます。保護司の適任者の確保、保護司の活動環境の改善、それと保護司の安全確保でございます。

それぞれ簡単に説明させていただきます。まず、保護司の適任者の確保でございますが、保護司の使命及び委嘱条件の見直しがされております。求められる保護司像を明確化し、社会に認知してもらいまして適任者の確保につながる目的もあり、現在従事している活動を明記するとともに、時代に即した表現に改めております。それから、広報や関係機関との連携が保護観察所長の責務として規定されております。保護司の適任者の確保につきまして保護司任せではなく、保護観察所長が保護司の担い手に関する広報を行いまして、関係行政機関等の協力を得て多様な人材確保に努めることとされました。それから保護司の任期が２年から３年に延長されているところでございます。

次に保護司の活動環境の改善でございます。保護司活動を支え、保護司が安定して継続的に活動できる環境を作るよう、規定の整備がされております。まず保護司会の任務規定が整備されまして、保護司に対する研修の機会の提供、更生保護サポートセンターの運営が保護司会の任務と規定されました。また保護観察所の長による保護司会等の支援が新設されまして、保護司会などが任務を円滑かつ効果的に行うことができますよう、情報提供や保護司会の運営支援等を行うこととされております。それから地方公共団体からは様々なご協力をいただいているところではございますが、再犯の防止等が地方公共団体の責務でもあることなどから、保護司等に対して、必要な協

力ができるとされておりましたが、必要な協力をするように努めなければならないとされております。また、民間企業に対しましても、保護司である従業者への配慮規定が新設されているところでございます。

続きまして、保護司の安全確保でございます。現在、自宅以外での面接場所の確保、それから担当保護司の複数指名の積極活用、それから保護観察官による直接関与の強化につきまして、取り組みを進めているところでございますけど、今後も継続的に実施していく必要があることから、保護司が安全かつ安心して職務を行うことができるよう、環境を整備するように必要な措置を講じることが国の責務とされました。また、地方公共団体につきましては、措置の実施に関して、国から必要な協力を求められた場合にはこれに応じるように努めなければならないとされております。以上簡単ではございますが、保護司法の改正について、ご紹介させていただきました。私どもとしましては、法改正を踏まえまして持続可能な保護司制度の確立をはかりながら、安全安心な地域社会の実現に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

**（小西座長）**

保護司法等の改正について、地方公共団体の役割の拡大等も含めてご紹介いただきました。ありがとうございます。では、神奈川県弁護士会の有馬委員お願いいたします。

**（有馬委員）**

神奈川県弁護士会の有馬でございます。当会での取組を説明する前に、当会について少々申し上げます。神奈川県弁護士会は、神奈川県内の法律事務所に所属する弁護士が加入する団体です。ただ、所属する弁護士個人を直接指揮監督する立場ではございません。どうしても、各弁護士が自身の弁護活動で個別的に再犯防止に取り組むという点があります。また、再犯防止という点においては各弁護士が有している知識や、活用できる社会資源に大きな差があるかもしれません。弁護士会として昨年から変わった点があるかと聞かれますと、大きく変わった状況ではないと回答せざるを得ないかもしれません。

ただ、私の肌感覚ではありますが、刑事事件の弁護活動の中で再犯防止を始めとした各種環境調整を行う弁護士が増えてきたと感じております。また、さまざまな事情で実現には至らなかったとしても、その必要性を感じている弁護士の人数は増えてきているのではないかと感じております。神奈川県弁護士会は、神奈川県社会福祉士会と協定を結んでいます。個々の弁護士が、社会福祉士の先生を始めとした福祉関係者と個別に接点がなかったとしても、福祉関係者を弁護士に紹介する制度をもっています。特に国選事件においては、福祉関係者に支払う報酬を弁護士会が援助する制度も

設けています。
今後の展望としましては、他県の弁護士会を参考に刑事事件の判決後だけではなく、不起訴やあるいは刑務所を出た後の支援、つまり、刑事事件の弁護活動が終わった後に携われないかという意見が一部の会員から出ています。残念な事に会員の多くからという状況ではなく、ごく一部の有志からという実状ではあります。しかしながら、我々弁護士としても円滑な社会復帰や再犯防止の知識を深めて取り組もうと、今月、保護観察所から講師の先生をお招きして、更生保護に関する研修会を実施することができました。今後に向けて大きな足掛かりになったと実感しているところでございます。今後とも、皆様からご指導ご鞭撻を仰ぎながら進んでいければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**（小西座長）**
ありがとうございます。弁護士会の活動と今後の展望としても不起訴事案や弁護活動が終わった後の事案などの支援についても検討されておられるということをご紹介いただきました。では、続いては神奈川県保護司会連合会の並木委員お願いします。

**（並木委員）**
並木でございます。保護司法の改正については鍋島委員から詳細な説明がありました。保護司の任務というのは２つありまして、１つは個別の処遇の活動です。生活環境の調整、それから刑務所等を出て、その場合の保護観察対象者への対応。もう１つは地域活動。保護司会という活動は地域活動がとても大事だと思っていまして、神奈川県内 45 の保護司会で構成されているのですけれども、神奈川県広くございますので、地域での活動自体がかなり相違・特色があります。その中で一概に神奈川県全部でこうしているということはありませんけれど、いくつか特色のある活動をしているところを説明させていただこうと思います。
まず第１は、４月 17 日は「国際更生保護ボランティアの日」ということで、これについても神奈川県におかれましては、イエローライトアップで応援していただきました。こういった取組については、“社会を明るくする運動”の強調月間のみならず、地方公共団体におかれましても保護司という存在、仕事を広めていただくためにもありがたいなと思っています。
また、今申し上げましたが、７月は“社会を明るくする運動”の強調月間で、７、８月で様々な活動をしております。地域によってはミニ集会を地域の PTA や自治会町内会、そんな場所に出向きまして、再犯防止のこと、更生保護の制度について説明するミニ集会。また、小・中学生による“社会を明るくする運動”にかかる作文コンテストの実施を保護司会あげて、各小・中学校にお願いをしているところです。わたくしも明日、住んでいる地域の小・中学校の校長先生のところに、応募があるやなし

や、ある分には受け取りに行くなど活動いたします。また、これもすべての地区ができているわけではないんですが、薬物乱用防止教室を小・中学校で行っております。特に横浜市金沢区では全校で薬物乱用防止教室をやっておりますので、私ども西区でも９月 18 日に区内の小学校で薬物乱用防止教室を実施させていただきます。６年生の子どもたち 120 人弱だと思いますが、私どもと神奈川県の薬物乱用防止指導員協議会と共同して薬物乱用防止教室を開かせていただきます。また同時に地域とのかかわり、ネットワークという意味では構成メンバーとして呼んでいただき、地域の事情、小・中学校の事情、児童相談所や警察など様々な関係機関との情報共有を図っているところです。さらにひきこもり、先進的な取組として川崎市など一部ですが保護司セミナーを実施しています。保護司適任者を開拓するということで、「更生保護ってどのようなものだ」「更生保護の仕組みの中で保護司がどんな役割を担っているのか」「どういう人になっていただきたいのか」「こういう仕事をしている人はぜひ手をあげていただきたい」という保護司セミナーを開催しております。鍋島委員からも出ましたが、今日は自治体の方々もいらっしゃるので、ぜひ更生保護サポートセンターを、面接の場所であったり、保護司資料を保管したり、保護司同士の情報交換の場であったり、重要な役割を担っています。全国でも更生保護サポートセンターの設置が進んでいるところですけれども、神奈川はすべての地区で更生保護サポートセンターが設置されている状態にはなっていません。庁舎管理規定等あり、再犯防止推進計画が多くの市町村で作っていただいているところですが、庁舎を更生保護サポートセンターとして提供できているという自治体はまだ必ずしも多くございませんので、この場を借りてそういう求めがおそらく自治体の皆様のところにも更生保護サポートセンターを庁舎内、関係機関内においてほしいというお願いが上がっているかと思いますので、これについてご協力いただければありがたいなと思っております。

あともう１つ、喫緊の課題になるが、保護司適任者の確保です。これも取り組んでいただいているが、令和３年、神奈川 45 保護司会で定員が 2,001 名です。それのおそらく８割、９割いっていると思います、1,800 人くらいでした。現在、令和８年度４月現在では、1,600 人、８割になってしまって、全国レベルをかなり下回る状況です。しかも保護司の年齢構成を見ますと、70 歳以上の人が 31％で、この先、特例保護司制度もあるが、77 歳までやれるとしても 10 年後に保護司がほんとに確保できているかは、私も心配。喫緊の課題と申し上げましたが、至急の取組をしなければならないと思います。神奈川県でも県職員の退職、福利厚生の説明会の時に保護司のパンフレットを配っていただいて説明をさせていただく機会をいただいています。県の市町村の共済組合に退職説明会の折にも第２の人生をどう有意義に過ごすかという部分で、更生保護ボランティアというものを紹介してくださっていると思います。ありがたいんですが、ここには特に現職の市町村職員の方、そういう方にぜひ保護司になっていただきたい。現職であると職務専念義務がある中で保護司をするというのは大変

かと思いますけど、余暇時間とは言いませんが、時間を単に作り出すことはできる。それから全国をみると、担当の福祉部長は保護司にならなければいけない、という、そんなところもあるそうだが、そうものがなくても福祉関係の分野にいらっしゃる方、あるいは、警察・消防どういった分野でも、「私も更生保護に興味をもったよ」「やれるかもしれない」という方は保護司セミナーにぜひ足を運んでいただいて、保護司として手をあげていただければ大変ありがたいと思います。その場合は横浜保護観察所の民間活動支援班がありますので、そこにご一報いただくと、そのあとは自分たちの保護司が志を持って手をあげてくださった、という話になろうかとおもいますので、今後ともぜひお願いしたいと思います。

**（小西座長）**

地域活動における学校との連携の現状、また、更生保護サポートセンターの設置について地方公共団体の協力が必要だというご依頼、さらに、保護司適任者確保についてもご協力、各地方公共団体にもご協力いただきたいというご依頼、さらにそこでも保護司セミナーが持つ重要性についてもご指摘いただきましたので、こういった動きがさらに広まっていけばと思いました。ありがとうございます。

では、続いて、神奈川県更生保護女性連盟の原委員お願いします。

**（原委員）**

神奈川県更生保護女性連盟からまいりました、原でございます。
県全体としての基本的なテーマは地域に根差した活動ということでございます。
構成している人間は女性保護司と民生委員さん、大体そういう感じでございます。
他に組織の方とちょっと違いますのは、言ってみればソフトな部分を持っているということでございましょうか。

この黄色い冊子の 50 ページを見ていただいて、これが川崎ダルクとの料理教室なのですが、これに象徴されるように構成員、私たち女性でも年齢が割合に高く、実生活の経験が大きいです。子育ても終わり、地域での町会活動などもいたしまして。ですから、活動は 6 ブロックに分かれ各ブロックに任せてあります。この写真は川崎ブロックの写真ですが、各ブロックごとに活動が、例えば更生保護施設、川崎でしたら自立会、横浜ですとまこと寮ともう一つございましたね。

**（並木委員）**

力行舎。

**（原委員）**

はい。そうです、ごめんなさい。

各更生保護施設に伺っていろいろな行事を、クリスマスですとかお正月ですとかいろいろな行事がございます。そういうところでお手伝いしております。

そして、いらっしゃる方との交流を図って、話を聞くことが私たちの仕事だと心得ておりまして、やはり対話が一番大事なのではないでしょうか。孤立するとやはり再犯につながってしまう。何か声をかけてあげることが私たちの使命だと思ってやっております。そういう活動も、おせっかいおばさんみたいな感じがいたしますが、一番求められていることではないかと思っておりまして、今後もそういう方向で活動を続けていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**（小西座長）**

はい、ありがとうございます。

地域に根差した活動ということで実際に更生保護施設やダルクでのご活動についてもご紹介いただきましたし、「対話」ですね、話を聞くということの重要性。本当に今は刑事施設でも対話というのは、拘禁刑のもとでも重視されていますけれども、やはり地域の中でも更生保護女性会のメンバーの皆様をはじめ、対話を持つ機会を持つというのは非常に重要だと思います。ありがとうございます。

では、神奈川県 BBS 連盟の伊藤委員お願いいたします。

**（伊藤委員）**

神奈川県 BBS 連盟の伊藤と申します。よろしくお願いします。BBS は、子どもですとか保護観察を受けている少年に寄り添う、歳の近い年齢の青年ボランティア団体という形で活動をしております。ボランティアなので、20 代で他に学業があったり、他の職業についている人がほとんどです。BBS を仕事としているわけではもちろんないです。神奈川県では 10 地区会ありまして約 200 名ほどが会員として登録をしています。活動は昨年度と今までもメインとしては友達活動と施設訪問といったところで、一緒に遊んだりバーベキューをしたり様々です。求められるところでいうと、学習支援であったりのサポートがメインで多くなっております。

友達活動に関していうと、件数としてはあまり多くないのが現状です。友達活動は対象少年１人に対して BBS 会員１人または２人でマンツーマンという形で長期にわたり、サポートをしています。話し相手になる近くのお兄さんとお姉さんという立場で、半年からだいたい長くても２年くらいを目途に一緒に活動していくものなのですが、昨年は少なくて３件でした。今年度は今続いているもので２件ある状態です。保護観察所や保護司さんからのご紹介等でできている活動なので、そこでの連携強化を図りながら、ご紹介できる人はいますかと連絡をとりながら引き続きやっていければと思います。

継続して行っているものは、施設訪問で児童自立支援施設や児童自立援助ホーム、

児童養護施設の定期訪問も月に１回など決まった形で行っています。今年度も施設の担当さんと連携をとりながら引き続き行えればと思っています。

あと大きいのは広報活動ですね。社会を明るくする運動は各地区で保護司さんと連絡を取りながら参加させていただいています。横浜矯正展も毎年 11 月、今年は 11 月７日にあると思うが、BBS のブースを持たせていただいています。毎年好評で餅つきで地域の方々に BBS はこういうことやっているんだよというチラシを配布したり、販売促進して BBS の名前や更生保護を知ってもらえればなという形で毎年参加させていただいております。観察所からのお声かけや保護司さんからのお声かけで BBS が成り立つ部分があるので、連携強化をはかりながら、本日ご出席の方々とも連携できるところがあればやっていければと思っています。以上です。

**（小西座長）**

現在 10 地区会ある神奈川県内の BBS 会の活動、ともだち活動や様々な機関との連携についてもご紹介いただきました。とりわけ 11 月７日の横浜矯正展ということで、これは行政の各機関と、横浜市も関わっているんですかね。

**（横浜市）**

みなとみらい矯正展については関わっています。

**（小西座長）**

横浜刑務所で行っている矯正展とのこと。BBS 会やほかの機関の方も参加されるということですので、今回ご参加された皆様はお時間があればご参加いただければと思います。みなさんの活動もお互いに知れると思います。

先ほどのみなとみらい矯正展はいつなのでしょうか、今年はこの会議が１回しかないので、日程が決まっていれば周知いただければと思います。

**（横浜市）**

12 月の 18, 19 日に象の鼻パークで実施します。

**（小西座長）**

近くなりましたら、横浜保護観察所のホームページなどで紹介されると思いますので、皆様もお時間があればご参加いただければと思います。

続いて、神奈川県更生保護事業連盟の志村委員、お願いいたします。

（志村委員）

はい、只今ご紹介にあずかりました神奈川県更正保護事業連盟の会長を務めさせて

いただいております志村です。

神奈川県更正保護事業連盟というのは先ほどから出ております更生保護施設。神奈川県には更生保護施設が４つあります。川崎に１カ所、川崎自立会。横浜に力行舎、まこと寮。小田原に報徳更生寮という施設があります。４カ所のまとまりが神奈川県更正保護事業連盟ということで活動させてもらっております。

更生施設はご存じのとおり先ほどから出ておりますように、刑務所・少年院から出てきた人を社会に出る中間のお手伝いをさせていただいております。

今御存知のとおりだいぶ犯罪者が少なくなっておりまして、刑務所・少年院にも入ってくる人が少なくなっているという話も聞きますが、今出てくる人も当然少なくなっております。そういう形で今対象者、施設に入る人が以前に比べてだいぶ少なくなっております。そういう意味合いでは経営的にだいぶ厳しい面もあります。国から援助を受けているのですが、定員の７割以上がないとやっぱり赤字になるということで。国からの援助は１人いくらという形で定期的に単価が決まっていまして、人数が少なければそれだけ減らされるということで。職員には給料を払わなきゃいけないもので、役員は当然無料ですけども、そこらへんが赤字になるという形が全国的に７割ぐらいの施設が赤字で、平均で年に 300 万ぐらい赤字が増えております。各施設平均すると。累積赤字がだいたい 3000 万ぐらい各施設あるようで。これは減価償却もありますから赤字でも運営はなんとかなっているところもありますけれども、これが何年も続くとだいぶ厳しいところもあります。

今、各施設ではいかに入ってくる人を増やすかということで頑張っておりますが、なかなか難しい点もあります。

これを運営する側、役員と、また職員とも協力、特に今まで発言された各施設関係者のおかげで今成り立っております。今までは刑務所・少年院から出てくる人をいかに働けるような職場に紹介するとかそんなお手伝いをさせてもらっているのですけれど、最近は高齢者が増えておりまして、なかなか働けない人が増えております。障がい者とか病気を持っている人も来ておりますので、どちらかというと今まではハローワークさんに紹介したり、そこらへのつながりを持つような形が多かったのですが、最近は病院に連れて行ったり、病院を紹介したり、各市の生活保護世帯の手続きをやるとか、ちょっと以前とは違った関係で。これからはやっぱり病気を持った人もいますので病院とのつながり。また、職員の中でも最近は医者の免許を持った人も今、一部の施設で入っております。そういうことも必要ではないかという感じがしています。今までは車いす等は必要なくなったと思うのですが、これからはそういう時代になって福祉施設も兼ねたような更生保護施設がこれから必要ではないかと思っております。

そういう意味合いでは、国も大変援助を得て、神奈川県でもいろいろと援助を得てまして、大変ありがたいと思っております。最近は市の中では援助をしているところ

は横浜・川崎とあるのですけど、小田原は以前援助をしてもらっていたのですけれども、なくなってしまったということで大変厳しさも持っております。

これからは今お話にありましたとおりに、保護司会では県下一部の施設で、保護司会が夏になるとお掃除をやってもらったりとか、更生保護施設では先ほどから出てりますとおり、食事会を開いてもらったり、お花を活けてもらったりとか、食事会の時にいろいろとお話をしてもらって家庭の温かさ、そういうものを持たせてもらって大変喜んでおります。

あと、更生保護施設ではある程度期間が２か月から３か月と決まっているのですが、それだけだとどうしても使用者が少なくなってしまう。なるべく延長をお願いしているのですが、なかなか国の予算が少なくなってしまったもので、減らしてしまったらその厳しさがありまして。急に補正予算でとってもらったのですが、なかなか難しいところがあります。一部の施設では赤字が何千万と増えてしまったところもあるみたいで、これからの国と県と各市町村との協力。今まで更生保護施設は国の関係だけでしたけれども、最近は県とか市町村から協力を資金的にも援助を頂くということは本当にありがたいと思います。これからもそういう形で頑張っていきたいと思います。

あと一つが施設を出てからいかに再犯防止をするのかを感じまして。今国の施設でも方針で施設を出てからの相談活動をしようというふうなことで今やっております。これも大事で、こちらが家庭を訪問したり、住まいに応援に行ったりとか、向こうから施設に来ていろいろと相談活動。そういう活動も最近はやって、大変効果が出ておりますのでこれも引き続きやっていくのと、刑務所を正面から出ても仕事がないとか働く場所がないといってお金に困ってどうしようかという相談が今までは警察や市町村に行くのですが、これも限度があります。犯罪をしていないので警察ではなかなか面倒を見ることができないという問題もあるし、市町村に行っても夜とか日曜、祭日と職員がいないため対応が難しいということ。過去４つの施設ではそういう困った時に再犯をしないように何とか援助をしようということで、観察所と相談をしまして、そういう場合は観察所の緊急に連絡をとってそういう人を受け入れたあとで承認をもらう。そういう形もやらせてもらっておりますので、再犯防止には少しでも役に立つ必要があるのではないかと今感じております

それと今再犯活動ということではおかしいのですが、昔 50 年ぐらい前に高倉健が幸せのハンカチという黄色のハンカチを家庭に掲げて、あれがあるときにはいつでも刑務所から来た人でも温かく迎えるよといった形でやりました。それを今、一部の施設で、黄色いハンカチを去年の社会を明るくする運動の 7 月に県の更生保護施設、女性会に県西地区の女性会に黄色いハンカチを掲げてもらって、10 枚ぐらい施設の前に置きました。今年の 7 月からは更生保護女性会だけでなく、保護司会とか BBS 会と更生保護関係者が同じくやって、ちょうど山の形で入り口に。それを寮生が見て、「これは

関係者だけが我々を温かく見てくれるのではなく、一般市民の人も皆さんが温かい目で見てくれるのだな」ということで、すごく寮生が感動して、退所後に塀にペンキを塗って、それを見るたびに「これは皆さんの温かい気持ちあるのだな」ということで、それを理解してくれました。そういうエピソードもあり、大変うれしく思っております。

更生保護活動はなかなかすぐには結果が表れないですが、実はちょっと個人的な話になるのですが、今年の６月に私も前小田原少年院の特殊面接員をやったりとか、BBS、保護司会の時代に行ったりしていました。少年たちといろいろと話し合ったりしている間に 50 年ぐらいを契機に少年たちが看板を、家が商売をやっているもので、お店の看板を作ってくれました。木工をやっていましたもので、その看板をお店の前に掲げてあるのですよ。６月にある夫婦が子供３人連れて家に見えて、その看板を見て、実はその看板は私が作った看板と言われました。唐突に少年院時代に作った看板ですもので、これは前の生徒だったかなという感じがして、それを自分の奥さん、子どもにもこれは私が作った看板だと、一緒に盆踊りもやって餅つきもやったんだということで、子どもにも奥さんにも話している。それを見て、結果とはすぐに１年、２年ではなく何十年後にあらわれてくるのだなということで、我々も更生保護活動をやっていくときもなかなか常には見えないけれど、何十年後にはいくらかそういう気持ちになって、皆さん更生して頑張っているんだなということを分かると、大変小さいことかもわからないけれど、そういうことを続けていくことが更生保護活動の一つの原点になるのかなとすごく感じたことが６月にありまして、そういう話をさせていただきました。

そういうことも考えますと更生保護活動を地道ではありますけれど頑張ってこれからも行きたいと思いますので、またよろしくご指導お願いいたします。
ありがとうございます。

**（小西座長）**

ありがとうございます。最後にお話しいただいたエピソードが核心的なことかなと。すぐには効果が出ないかもしれないけれどもというようなところで、つながりを持つことの大事さについて、重要なお話をしていただいたかと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、更生保護法人神奈川県更生保護協会、田中委員お願いします。

**（田中委員）**

ご出席の各位には平素のお力添えとご理解ありがとうございます。

当協会についてご説明する前に、先ほど神奈川県保護司会連合会の会長の並木委員からご紹介がありました件の補足をさせていただければと思います。

横浜の金沢区の保護司会が薬物乱用防止教室を永く実施してきているということで、２期計画、47 ページに掲載されていますが、この活動は、昨年 11 月、「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を、首相官邸において内閣総理大臣から授与されております。これは、当県では、令和元年に神奈川県就労支援事業者機構が受彰して以来ではないでしょうか。このようなおめでたい、それ以上に、これだけ大きな表彰という形で当県における再犯防止の活動が全国の範たるものとして顕彰を受けたことにつきましては、本日のこの会議において、できれば県庁からご紹介いただければありがたかったというのが率直な感想です。わが県における再犯防止の取り組みが全国的にも評価され、最も栄誉ある内閣総理大臣表彰を受けていることについては、県庁の方からご紹介いただきたかったと思います。これは私の意見でございます。

当協会につきましては毎年ここでご紹介しておりますことの繰り返しになってしまいますが、更生保護事業法に基づき法務大臣の認可を受けて設立され、その法律に基づき、当県における地域連携助成事業、および、通所・訪問型の保護事業を営んでいる法人です。地域連携助成事業とは、言わば県下の民間更生保護活動のセンター、私どもの呼び方としては、かながわ更生保護ネットワークのハブとしての役割を担い、更生保護の充実発展・推進のために各種の会議の企画・開催・実施、あるいは研修の実施、広報啓発の事業、その資料等の作成、さらには県内の更生保護施設などに対する資金面での助成などを行っている団体です。

近年の取り組みといたしましては神奈川県保護司会連合会とご一緒にウェブサイト「かながわ更生保護ネットワーク」の開設運営をしてきておりまして、とりわけ昨年以来、会員専用ページを設けて情報共有・情報発信に努めており、これが地域連携助成事業です。一方、通所・訪問型保護事業は、横浜刑務所をはじめとする県内の刑務所、拘置所から出所する方たち、あるいは出所後に保護観察所に出頭してきた方々に対しまして、緊急的に必要となる生活等資金の一部を支給する更生援助金の事業などを行わせていただいております。

また、今、志村委員からもご発表がありましたが、更生保護施設退所後に相談に来るような方たちに対するフォローアップ事業への助成なども、いわゆる息の長い支援事業の一環として実施させていただいております。さらに、８年度につきましては、当県の再犯防止推進計画がでた 2019 年に先立って、ちょうど 10 年前の 12 月 14 日に議員立法という形で再犯防止推進法が公布、施行されております。公布と同時の施行だったのですが、この 12 月で 10 周年を迎えるわけですね。国レベルで言いますと、再犯防止は、それ以前から大きな政策課題となっておりましたが、この議員立法という形で、推進法が成立、施行されて以降、とりわけ地域、自治体単位での再犯防止への取り組みが強められてきた経緯があり、一つの節目の年を迎えていると思っております。当県につきましては、今日も県内の多くの基礎自治体のご担当の方が臨席されておりますが、広域自治体たる神奈川県におかれては、いち早く県としての推進計画

を策定していただき、現在２期であります。のみならず、県下 33 市町村あるうちの実に 28 市町において推進計画が出来上がっているということは、他県と比較するなら、大きな成果であって、ひとえに県庁のご指導のたまものではないかなという風に思っております。長い前置きですが、今年このかながわ更生保護ネットワークということでも、やはり 10 周年であるということ。それから先ほど来、鍋島委員からも詳しい発表がありましたが改正保護司法の施行が見込まれる、それがやはり 12 月であること。これらを踏まえるなら、何らかのアクションが必要ではないかと、県内の私どもの関係、私どもがハブを務めるネットワークを構成する団体から上がっております。一昨日この会議室を会場としまして、黒岩知事のご臨席もあり、神奈川県内の地方議員を務める保護司によるかながわ議員保護司懇話会、これも 10 年前の 12 月 14 日、再犯防止推進法の公布・施行の日に立ち上げられているのですが、こちらでも話題になっております。保護司法の改正という大きな節目の年であり、その内容については今後、具体的な施策として様々なものが打ち出されると思いますが、そういったものと歩調を合わせて、神奈川県の更生保護団体としましては、県庁あるいは県内の市町村のお力添えを頂きながらより良いものにしていくためのアクション、そういう風になっていくのではないかと考える次第です。

時間が少なくなっておりまして、最後に一言なのですが、昨年１月に開催された令和６年度第２回のこの会議の際に、最後の方で私から質問を申し上げたことがございました。先ほど、久里浜少年院の大木委員から「開かれた矯正」というお話がありました。私の所属する横浜市の中保護司会でも、先般、久里浜少年院を参観させていただきましたが、「神奈川少年更生支援センター」についてです。当初の新聞報道等によりますと、2026 年 4 月に開所ということで全国初の地域交流型少年院、その内容として「よこはま法務少年支援センター」のサテライトセンターも設置されるなどということで、画期的な施設が旧神奈川医療少年院跡にできるということで、更生保護関係者一同、大変喜んで期待しているところでございます。そこで、その後の進捗についてぜひともこの会議の中でも情報共有させていただければというお願いです。私ども更生保護団体としても、やれることはやるし、他の団体におかれましても、あるいは先ほど小西座長からもご提案ありましたが施設が完成した暁には会議室をお借りして参観と併せて会議等もできるのではという期待も込めまして、大変期待の大きい施設ではないかと思います。そのあたりにつきまして、可能であれば情報共有、可能な範囲で私どもも知りたいという要望でございます。以上です。

**（小西座長）**

今ちょっとコメント求めてもよろしいですか。

矯正の委員のお二人のどちらかか、関東矯正管区の志賀様がオブザーバーでいらっしゃっていて、お話しできればその点について。志賀様お願いいたします。

**（関東矯正管区）**

はい、関東矯正管区の志賀と申します。

今田中委員からありました旧神奈川医療少年院跡地に立つ施設ですけれども、本日資料を持ち合わせておりませんし、目下進行中のプロジェクトで我々が持ち合わせている情報は非常に限られているのですけれども、今年度５月６月だったと記憶しておりますけれども、局のほうでも施設課のほうがプロジェクトチームを立ち上げて、今こう言ったプロジェクトを進めていますといったことを我々関東管内の矯正施設を指揮監督する関東矯正管区のほうに矯正局の方が説明に来られたということを記憶しております。本日は本当にお出しできる情報がこの程度しかないのですけれども、目下矯正局主導で進めておりますのでまた、情報が入り次第、各自治体の方には関係機関も含め情報が下りていくと思いますので、その情報を待っていただければと思います。以上です。

**（小西座長）**

はい、ありがとうございます。田中委員よろしいですか。

**（田中委員）**

開所の時期などについてはまだ現時点でオープンにしていただけないということで理解すればよろしいですか。

**（関東矯正管区）**

そうですね、今この場では差し控えさせていただきます。

**（田中委員）**

ありがとうございました。

**（小西座長）**

次は１年後ですが、次回にもし動きがありましたら開所されているか、されていないかわからないですけれども、神奈川県にとっても非常に大きな動きでもありますので、ぜひこの場でもその点の情報共有をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、押していますが、八巻委員何かございますか。自己紹介について一言でもぜひコメントを頂ければと思います。

**（八巻委員）**

この度構成員に選任していただきました、公募委員の八巻と申します。よろしくお願いいたします。私は普段、障がいがある方の相談員をしておりまして、業務の中でいろいろな方と出会うことが多くありまして、今回、この構成員に応募をさせていただきました。

福祉サービスにつながることを望まない人や、育ってきた中でうまく言葉にして伝えられない方、思いとは反対のことを話してしまう方など、いろんな方がいらっしゃるなと日々感じています。また、困ったことをご自身が気づいておらず自分から誰かに相談するということが身に着けて成長してきた方も少ないかなと感じております。

私も個別の相談を受けている中で、警察の方にお世話になる方もいらしたり、障がいがあるがゆえに交友関係が狭い方もいるかなと感じています。日々業務をしていて感じるのが、居場所があることの大切さだなという風に思っています。普段、仕事をするという働くということもとても大切だと思っているのですが、それに加えて余暇、趣味がある、好きな事があるということは、とても大切なことだなと思っています。どのように時間を使ったらよいかわからないという方も多くいらっしゃると思います。

また、ある機関から新たな機関につながるときに、困りごとを自分で伝えることができない方、自分が手帳を持っているということや、何について困っているか伝えることができない方、服薬の必要があるのにそれを自分で発信して医療機関にかかるということができない方もいらっしゃるかなと思います。

息の長い支援というお言葉がありましたが、支援機関がのりしろのように重なり合って伴走する機関がもてているといいなと感じています。

あと、グループホームで生活されたり、一般の住宅で暮らされているかたもいらっしゃると思いますが、グループホームの数は増えているなと感じているのですが、専門性のある支援ができるところは、とても少ないかなと感じています。

不動産だとか、大家さんが精神障害についての不安があるという方が多くいらっしゃるなと感じています。大家さんに認識というか、知っていただくこと、チームで支援していることが伝わるような機会が増えていくといいなと思っています。

いろいろ行政の居住地特例などがあって、スムーズにいろいろ進まないことや距離が遠いが故にということが、顔が見えないということで時間がかかったり、人材不足の話もありましたが、サービスの利用に制限があることが、なかなか支援が続いていかないことの１つかなと感じています。例えば、いろいろ補助費などあると思いますが、有機的につながっていくためにも、一定期間お試しできる期間があって、新しく居所を移すときには、そこの部分の補助金がいただけるということが支援をしていただいている、例えばグループホームや不動産につくといいなと感じております。

今日はどうもありがとうございました。以上です。

**（小西座長）**

障害のある方の支援の第一線で取り組まれている中での経験や課題をお話しいただき、ご提案をいただきました。ありがとうございます。

これで一通り委員の皆様からご紹介をいただきました。かなりいろいろな情報共有ができたのではないかと思いますし、課題点も共有できたのではないかと思います。

つたない進行で時間を超過してしまいましたが、本日の議事は終了とさせていただきますので、事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

**（事務局）**

事務局から連絡です。今年度の再犯防止推進会議につきましては、１回とさせていただきます。来年度につきましては別途ご連絡いたします。

**４　閉会**

（県地域福祉課副課長）